

氏名(本籍)	申 文 浩 (韓 国)
学位の種類	博士(生物資源工学)
学位記番号	博 甲 第 6312 号
学位授与年月日	平成 24 年 7 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
審査研究科	生命環境科学研究科
学位論文題目	韓国の公的灌漑管理システムの分析

主査	筑波大学教授	博士(農学)	石 井 敦
副査	筑波大学教授	農学博士	足 立 泰 久
副査	筑波大学教授	工学博士	宮 本 邦 明
副査	筑波大学教授	農学博士	石 田 憲 治
副査	筑波大学助教	博士(農学)	谷 口 智 之

論 文 の 内 容 の 要 旨

農業水利施設は、使用者である農民の立場からは農業生産性を上げ、個人の利益を増やす手段であるが、国としては国民の食料を確保するとともに社会経済の発展と安定をもたらす重要な社会的資本である。そのため、多くの国で、政府はその建設主体になるとともに、建設後には基幹施設部分を中心に直接管理してきた。しかし、灌漑管理の効率性・持続性向上のため、また、国の財政支出削減のため、発展途上国ではより多くの農民参加、負担を求める参加型灌漑管理(PIM)が進められている。また、経済協力開発機構等は、政府による農業補助金制度は自由貿易をゆがめるものとして廃止するべきだとの立場から、農業水利施設の建設および維持管理を農民に負担させることを含むPIMを推進すべきだと主張している。

一方、韓国、台湾、日本のような歴史的に水田灌漑が重要な役割を果たしてきた小農中心の農業を持つ先進工業国では、農業用水の管理に国が直接関与あるいは補助する公的灌漑管理の強化が求められている。特に韓国では、1980年代から公的補助管理が行われ、2000年には各市・郡に1ヶ所あった農地改良組合とその連合会、基幹施設などを管理していた農漁村振興公社が統合され、農業基盤公社(現、韓国農漁村公社、KRC)が誕生し、農民の水利費を免除するとともに農業水利施設を全面的に公的に管理することとなった。

公的灌漑管理が初めて徹底して進められた韓国で、実際にどのような灌漑管理が行われているか正確に理解することは、農業補助金の削減・廃止、FTAなどの自由貿易、PIMなどの国際的動向の中で影響を受ける韓国にとって、政策評価を行い、今後の施策の有効性を確保するために欠かせない。また公的灌漑管理が課題になっている他の国々にとっても大きな意義を持つ。

そこで本研究は、韓国における灌漑管理制度の歴史的変遷を整理し、政府が灌漑管理を公的管理にした背景を分析するとともに、公的管理に移行した後、現在の韓国の灌漑管理がどのような効果と問題点を生じさせたかを、水田灌漑の中心地域の一つである忠清南道で検討した。また、かつてない全面的な公的灌漑管理という韓国の制度の下で、用水の末端部(圃場レベル)で、個別農民と管理者がどのような関係を持つことになるかを明らかにするため、忠清南道塔亭貯水池灌漑地区を事例としてとりあげ、農家側については、アンケート調査を行い、管理者側については、KRC職員等の実際の管理行動に同行し、活動内容を確認する

ことによって、実態を明らかにした。

その結果、次のことが明らかになった。

1) 韓国における公的灌漑管理は、日本の植民地時代に日本と同時に開始された水利組合制度の中で、日本とは異なって直接的な政府関与を導入する形で開始されたところに特徴があり、その後一貫して公的管理が強化されてきた。

2) 灌漑の公的管理によって、各水利組合が保持していた水利権を KRC に吸い上げた結果、伝統的な個別地区の水不足と水利紛争を広域的な調整によって解消することが容易に実現可能となった。

3) 2000 年の制度改革において、末端における農民参加が継続することを期待した KRC の意図が実現しなかった。それは水利組合費の免除や KRC の運営に農民が参加できない制度によって農民組織の必要性が失われ、農民が水管理への参加意識を失ったからである。

4) 末端水路における維持管理の法的責任の所在は明確でなく、また、農民と KRC の間で合意が形成されていない。

5) 末端水路の維持は一部の農家は自ら実施しているが、大半は KRC が担当せざるを得ない。多くの農家は施設の劣化が進んでいると認識しているが、農民は KRC へ期待するだけで、解決に向けて自ら行動する意欲は極めて乏しい。

6) KRC が末端水路内部の水配分調整、特に私有財産である各筆への取水操作には関与できないことから、末端までの KRC の管理は不可能で、全面的な公的管理には限界がある。

7) 末端において生じている種々の困難の解決には、公的灌漑管理のさらなる強化によってではなく、ある程度の農民参加を要請することが不可欠である。

8) KRC が目ざす公的灌漑管理をより効果的に実現するためには、末端農民組織の再興とそれへの末端管理に関する権限と義務の付与が必要である。さらに灌漑地区レベルの水管理に関する全体連絡組織が形成できればより望ましい。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、灌漑施設の公的管理が世界で最も進んだ国の一つである韓国において、その経緯と背景、灌漑管理の現状と問題点を明らかにしたものである。まず、韓国における公的管理の発展には先進国共通の事情だけでなく韓国独自の歴史的背景があることを明らかにしたことは、韓国の灌漑管理に対する新しい認識を提示し、今後の他の先進国における灌漑施設の公的管理研究にも重要な示唆を与える。また、2000 年に灌漑管理に関わる組織を KRC に一本化し、水利権、灌漑管理、費用負担の主体をすべて農民から切り離して KRC に統合した結果生じた灌漑管理の実態を事例分析することによって、公的管理が広域的な水利調整には良好な結果を生んでいるのに対して、主として末端部における農民との接点において問題を生じさせ、そこに公的管理の限界があることを示したことは、公的管理に関する研究のレベルを大きく進めるものであり、今後の政策決定にも有用な視点を与えるものと評価される。

平成 24 年 6 月 8 日、学位論文審査委員会において、審査委員全員の出席のもとに論文の審査及び最終試験を行い、本論文について著者に説明を求め、関連事項について質疑応答を行った。その結果、委員全員によって合格と判定された。

よって、著者は博士（生物資源工学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。